

藤岡淳子編 『司法・犯罪心理学』 テキスト採用者向け資料 有斐閣

- この図表データは、藤岡淳子編『司法・犯罪心理学』（有斐閣，2020）を大学のご授業等のテキストとして採用いただきました先生方に限定して、著作権法で認められた範囲内で提供しております。ご講義などにぜひご活用ください。
- ご利用の際は、以下の3点につきましてご留意いただきますよう、お願い申し上げます。
 - ①本データを商用利用しないこと
 - ②本データを第三者に譲渡しないこと
 - ③本データを教育目的以外に使用しないこと

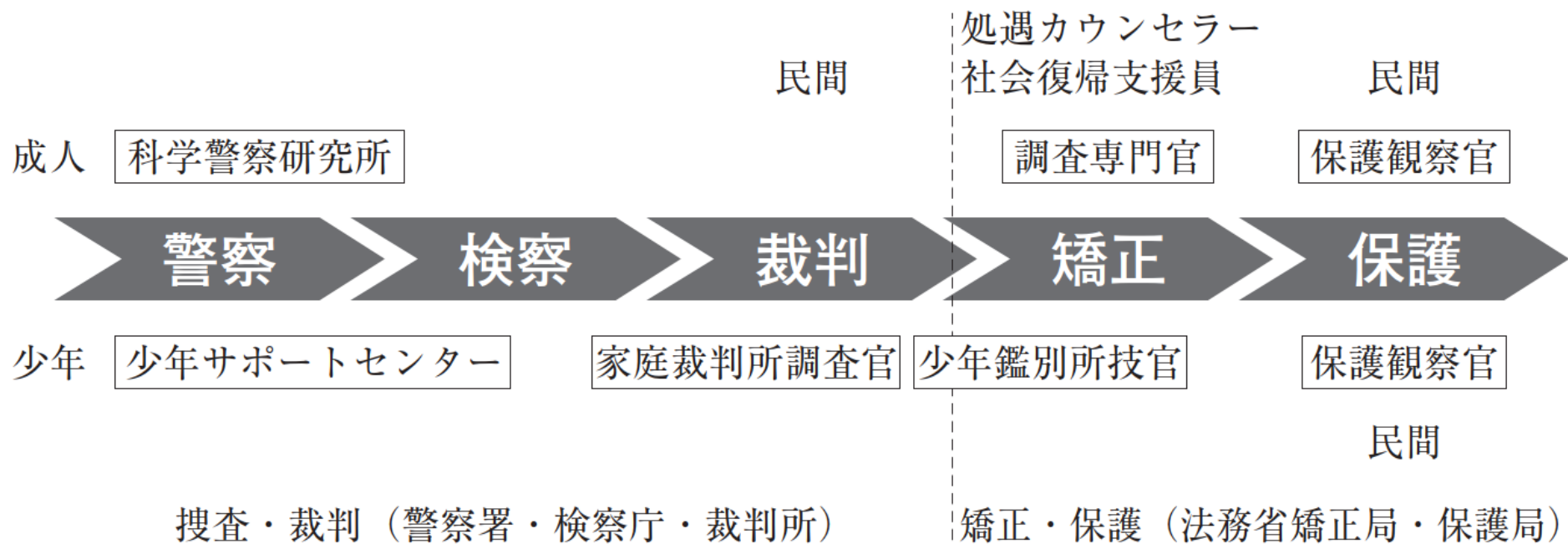


図 1-1 日本の刑事・少年司法制度における心理職

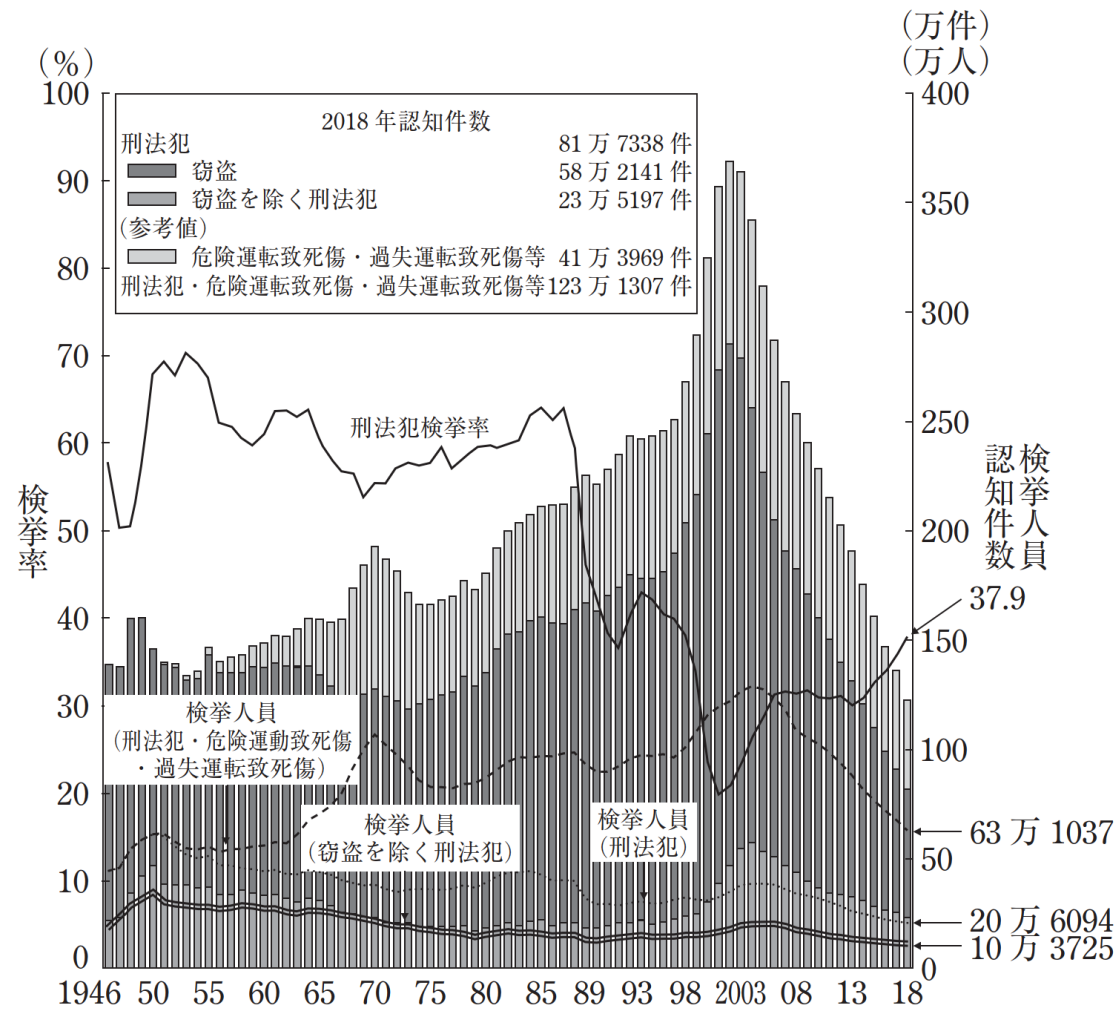
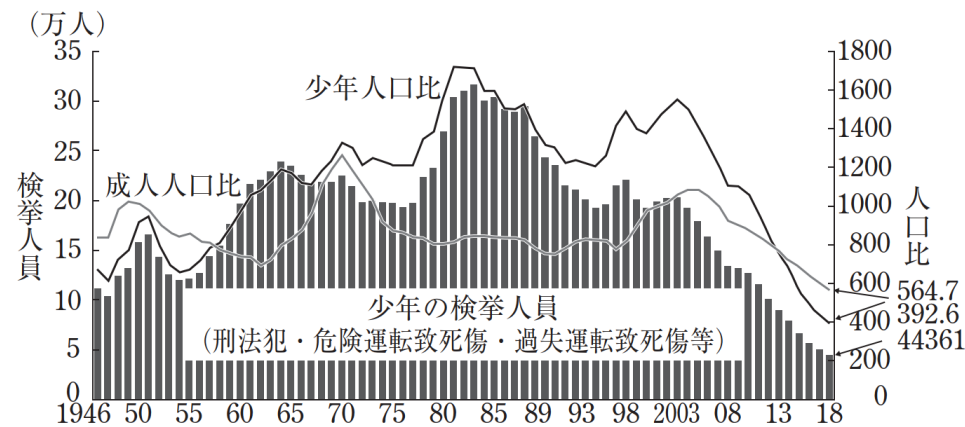


図 1-2 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

- (注) 1 警察庁の統計による。
- 2 1955 年以前は、14 歳未満の少年による触法行為を含む。
- 3 1965 年以前の「刑法犯」は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
- 4 危険運転致死傷は、2002 年から 2014 年までは「刑法犯」に、2015 年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

①刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



②刑法犯

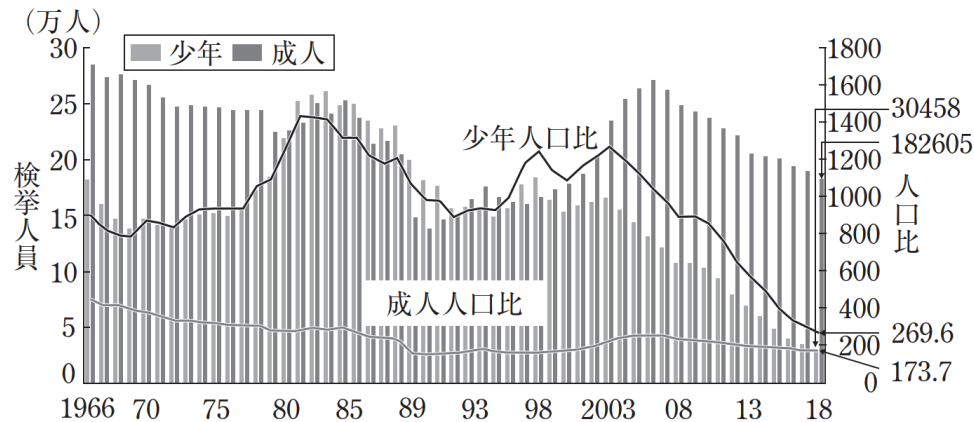


図 1-3 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

- (注) 1 警察庁の統計，警察庁交通局の資料および総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし，検挙時に20歳以上であった者は，成人として計上している。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「少年人口比」は，10歳以上の少年10万人あたりの，「成人人口比」は，成人10万人あたりの，それぞれの検挙人員である。
 5 ①において，1970年以降は，過失運転致死傷等による触法少年を除く。
 6 ②において，2002年から2014年は，危険運転致死傷を含む。

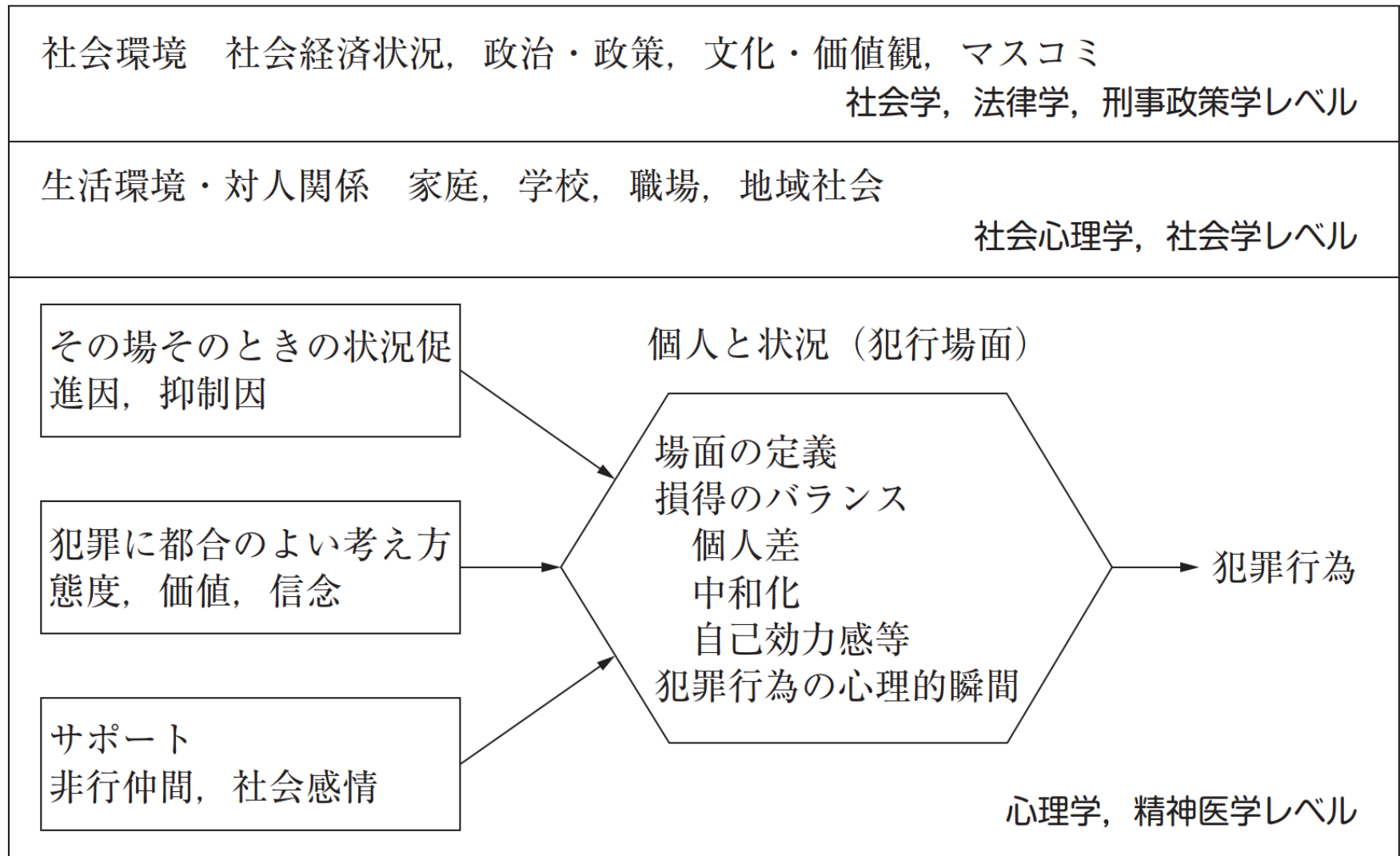


図 1-4 犯罪行為の説明要因

（出典） Andrews & Bonta, 1998 より作成。